

第 51 回国連婦人の地位委員会
合意結論

女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃

1. 婦人の地位委員会は、「北京宣言及び行動綱領」、第 23 回国連特別総会の成果文書、また「第 4 回世界女性会議」の 10 周年に婦人の地位委員会が採択した「宣言」を再確認する。
2. 婦人の地位委員会はまた、「2002 年子供のための世界サミット」の成果を再確認し、「世界人権会議」、「国際人口開発会議」、「世界社会開発サミット」及び「人種主義、人種差別、外国人排斥およびそれに関連する世界会議」において行われたジェンダー平等及び女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃に関する国際公約並びに「国連ミレニアム宣言」及び「2005 年世界サミット」において行われた国際公約を再確認し、その完全かつ効果的な実施の加速が、「国連ミレニアム開発目標」を含む国際的に合意された開発目標の達成に不可欠であるということを再確認する。
3. 婦人の地位委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその選択議定書及び「児童の権利に関する条約」及びその選択議定書、並びにその他の条約及び協定は、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃を含め、女兒の人権の促進と擁護のための法的枠組み及び包括的な一連の措置となるものであることを改めて表明する。これに関連して、婦人の地位委員会は 2006 年 12 月の「障害者権利条約」の採択を歓迎する。
4. 婦人の地位委員会は更に、女兒に関する全ての国連総会決議、及び ECOSOC 及びその補助機関の決議、婦人の地位委員会の女兒に関する過去の合意結論、並びに安全保障理事会決議 1325 及び 1612 の完全かつ効果的な実施とフォローアップに対する公約を再確認する。
5. 婦人の地位委員会は、HIV/AIDS の流行の全体的な拡大と女性化に対して深刻な懸念を表明し、ジェンダーの不平等と女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力が HIV/AIDS に対する女性及び女兒の脆弱性を高めたことを認識した、2006 年 6 月の「HIV/AIDS に関する政治宣言」を歓迎する。
6. 婦人の地位委員会は、女性と女兒の人権の完全な実施を保証する公約を、あらゆる人権と基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な一部として再確認する。
7. 婦人の地位委員会は、女兒に関してなされた財政的な公約を含め、過去の目標と公約が満たされないままであること、また、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力への取組や、その権利の認識が進展したにも関わらず、差別や女兒

の人権の侵害が依然として存在することに深い懸念を表明する。

8. 婦人の地位委員会は、女兒のエンパワーメントは差別及び暴力の連鎖を断ち切ること、及び全ての人権の完全かつ効果的な享受の促進と擁護にとって重要であることを認識する。また、女兒のエンパワーメントには、両親、法定後見人、家族、男児、男性及びより広範な地域社会の積極的な支援と取組が必要であるということを認識する。

9. 婦人の地位委員会は、さらに、多くの開発途上国、特に、後発開発途上国に存在する困難な社会経済的状況が貧困の女性化の加速につながっていること、また、貧困の状況においては、女兒が最も影響を受けるものであることを認識する。これに関連して、婦人の地位委員会は、2015年までに「ミレニアム開発目標」及びその他合意した全ての開発目標を達成することが、女兒の状況の改善と人権の遵守における世界的な努力及び重要な要素であるということを強調する。婦人の地位委員会はまた、貧困を撲滅するために必要な、緊急の国内及び国際的な行動の一環として、女兒の育成に投資することはそれ自体優先事項であり、特に、生産性、効率性及び持続的経済成長に関して相乗的な効果をあげることを認識する。

10. 婦人の地位委員会は、政策やプログラムの策定及び資源の配分において、女兒は十分に明確な注意を向けられていないことに懸念を表明する。また、資源の欠如及び、脆弱な女兒の特定の状況を示すための性別、年齢及び他の関連要因別のデータの欠如は、効果的な、対象を絞った政策やプログラムを策定し実施する上で、また、あらゆる形態の差別及び暴力の撤廃の進捗状況を監視する上で、重大な制約となり続けていることを懸念する。

11. 婦人の地位委員会は、子どもの暴力に対する国連調査及び女性に対する暴力に関する事務総長調査を高く評価していることを指摘するとともに、それらの提言を考慮する。

12. 婦人の地位委員会は、広く普及している否定的な社会文化的態度やジェンダーに関する固定観念（ジェンダーステレオタイプ）が、女兒に対する事実上及び法律上の差別及び女兒の権利の侵害に寄与していることを認識する。

13. 婦人の地位委員会は、各国政府に対し、以下の措置を講じるよう要請する。

規範及び政策

a. 特別な優先事項として、「児童の権利に関する条約」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びそれぞれの選択議定書の批准または加入を検討し、条約に付加している留保の範囲を制限し、いかなる留保も関連ある協定の目的に抵触しないよう、撤廃することを視野に入れ、かかる留保を定期的に見直し、とりわけ、効果的な国内法、政策及び行動計画を導入することにより、それらを完全に実施する。

- b. 優先事項として、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」及びその議定書、特に、「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准または加入について検討する。
- c. 優先事項として、就業が認められるための最低年齢に関する ILO 第 138 号条約及び、最悪の形態の児童労働の撤廃に関する ILO 第 182 号条約の締約国となることを検討し、以後その完全実施を確保し、実効的な執行のため適切な罰則及び制裁措置を制定する。
- d. 北京行動綱領、北京行動綱領採択後 5 年間の実施状況評価の成果文書、子どものための世界サミット及びミレニアム開発目標を完全に実施するための取組を強化する。
- e. 女兒に対するあらゆる形態の暴力を終結させるために主導権を発揮し、また、この点について、地方、国家、地域及び国際的なレベル等あらゆるレベルにおける、あらゆる部門、特に政治、地域社会、宗教的指導者、並びに公共及び民間部門、メディア及び市民社会による唱道を支援する。
- f. 女性または女兒を差別する、あるいは女性または女兒に差別的な影響のあるあらゆる法、規則、政策、慣行や慣習を見直し、必要に応じて、改訂、修正、廃止を行い、複数の法制度が存在する場合にはその規定が、無差別原則を含む、国際的な人権の義務、公約及び原則を遵守することを確約する。
- g. 必要に応じて、市民社会の積極的な参加を得て、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力を糾弾し、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の防止と撤廃に関する法を制定または強化し、その完全かつ効果的な実施を確保する政策を策定し、これらの法や政策の遵守を監視するための適切な国家及び地域的な仕組みを導入する。
- h. 司法手続が女兒のニーズや発達に適切なものとなり、かかる手続にジェンダーの視点が適用されるよう、行政官、裁判官、弁護士、検察官及び、被害者に対応する仕事をする人々を啓発するための政策及びプログラムを策定する。
- i. 女兒に対するあらゆる形態の暴力を防ぐため適切な配慮を行い、かかる暴力の加害者の捜査と処罰を行い、被害者を保護する。
- j. 現在存在しない場合には、全国を対象とした、誕生、死亡、婚姻に関するデータの登録制度を作成し維持する。
- k. 法定最低承諾年齢及び婚姻最低年齢に関する法の見直し、制定及び厳格な施行を行い、必要な場合には婚姻最低年齢を引き上げ、特に、女兒のための教育の機会を増やし、女兒を学校に留める利点を主張することにより、これらの法の執行に対する社会的支援を生み出す。
- l. 女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃のための十分な資源の動員

が確保されるよう、資源配分と歳出の見直しを含む予算編成プロセスのあらゆるレベルにおいて女兒に明確に注意を払う。

14. 婦人の地位委員会は、女兒に対するあらゆる形態の差別、搾取と暴力との戦いにおける各国政府の一義的な責任を考慮し、各国政府及び/または国連システムの関連の基金や計画、組織及び専門機関に対し、それぞれの権能の範囲内で以下の措置を講じるよう要請し、また国際金融機関及び非政府組織や民間セクターを含む、市民社会のあらゆる関係者に対し、以下の措置を講じるよう奨励する。

14.1. 貧困:

- a. 貧困削減に重点を置いたアプローチを優先し、様々な地域団体間の連携、参加及び社会的ネットワークを向上させ、それによって経済的、社会的及び文化的な権利に取り組み、女兒の差別及び暴力に対する脆弱性を低下させ、社会的及び経済的不平等を減らす。
- b. 女兒に対して明確に注意を払いながら、国家開発戦略、計画及び政策にジェンダーの視点を取り入れ、また、こうした開発戦略、政策及び計画の実施において開発途上国を支援する。
- c. 財やサービスの深刻な不足はあらゆる人間を損なう一方で、女兒にとって最も有害・脅威であり、女兒が自分の能力を十分に発揮し、社会の一員として参加する自分の権利を享受することを不可能にしてしまうということを考慮し、貧困の中で生活し、栄養、水道や公衆衛生施設がなく、基本的な医療サービス、シェルター、教育、参加や保護を得られない女兒の状況を改善する。
- d. グローバリゼーション、経済政策及び国際的な貿易体制の制約の女兒に対する影響について評価し、女兒に明確に注意を払い、適切な場合にはあらゆる開発政策やプログラム及び貧困削減戦略にジェンダーの視点を取り入れる。

14.2. 教育と訓練

- a. 「万人のための教育」パートナーシップ支援の提供を通じた取組を含め、初等及び高等教育におけるジェンダーの不平等を撤廃するという目標を可及的速やかに、また全教育レベルでは2015年までに達成するための取組を強化する。
- b. あらゆる教育レベルにおける中途退学率に関する性別及び年齢別のデータを収集し、女兒による教育の中断の根本的原因を含め、原因についての調査を実施する。
- c. ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び貧困削減を実現するための一手段として、特に、女性の労働市場への進出を奨励することを目的として、また、女性が開発に完全かつ平等に貢献し、開発から恩恵を受ける平等な機会を得ることができるようにするため、全ての子ども、特に女兒が、性、人種、民族または障害に基づく差別なく、無償かつ義務的で質の高い初等教育に平等にアクセスし、

また完了できることを確約し、あらゆる学術分野並びに職業教育及び技術訓練における女児の教育を、中等及び高等以上のレベルを含むあらゆるレベルで改善し拡大するための努力を新たにします。

d. ミレニアム開発目標を含む貧困削減等の開発目標の達成における公的教育とノンフォーマル教育の重要な役割を認識し、必要な知識を身につけ、あらゆるレベルにおいて、生活のあらゆる面での意思決定に平等に参加できるようにすることを目的として、女性及び女児、特に中退者や貧困の中にある女性及び女児がノンフォーマル教育にアクセスできるようにする。

e. 両親や法定後見人、教師及び地域社会の指導者と協力して、制約や格差を見極め、特に放置され周辺化された地域や地域社会、並びに農村地域や僻地における、若年妊婦や若い母親を含む女児全員について、ジェンダー平等、幼少期初等教育を始めとするあらゆる教育レベルの入学や学業の完了における平等の実現の加速を確保するために適切な戦略を策定し、適切な場合には、あらゆる教育レベルで女児の入学や在籍率を改善するため、奨励金や奨学金を含む暫定的特別措置や栄養プログラムを導入する。

f. とりわけ、職業オリエンテーションに対応したものを含む学校カリキュラム、公的教育、ノンフォーマル教育、訓練の教材や教師訓練プログラムの見直しと改訂を適宜行い、ジェンダーに配慮した、エンパワーメントのための教育や訓練プロセス及び教材を推進し、非伝統的な分野や職業における女児や男児の関心や関与を奨励し支援する。

g. 女児に対する差別及び暴力を撤廃するための措置や学校におけるセクシュアル・ハラスメントに対する具体的な措置の導入、教育部門のあらゆるレベルにおけるジェンダーバランスの実現、適切な衛生施設やレクリエーション施設、寄宿施設、必要な場合には通学輸送の整備、また、学校への安全な往復経路を確保することにより、女児にとって安全かつ支えとなる学校環境や女児が通いやすい学校施設を確保する。

h. 特別な生活環境、特に、極度の貧困、児童労働、虐待または搾取、人身取引、売春、武力紛争及び強制退去、移住、早婚強制結婚、妊娠、育児及び障害により公的な教育プログラムを受けていない女児を対象とする、十分に設備の整った教育及び生計技術プログラムを策定する。

i. 社会に現存する権力差及びリーダーシップの様々な肯定的モデルの必要性に対応する、最高レベルを含む市民生活の積極的な参加者となるために必要な手段、訓練や特別プログラムを含め、リーダーシップを発揮するための技能、能力や専門知識を発達させることを可能にする訓練に対する女児のアクセスを確保する。

j. 若者、両親、家族、教育従事者や医療従事者と全面的に協力して、若い女性や男性が、仲間同士の教育（ピアエデュケーション）や若者を対象とした HIV 教育、行動を変えるために必要な性教育及びサービスを含め、HIV 感染や生殖

に関わる健康障害に対する脆弱性を低下させるために必要な生活技能を身に付けるための情報や教育にアクセスすることを確保する。

k. 女兒と男児に対し初等レベルから、個人間、地域社会、国家及び国際的なレベルにおける紛争の防止、解決及び管理について教える手段として提供されるべき、和平、平和維持及び平和構築についてのもを含む、あらゆる平和教育や非暴力教育に女兒の権利が完全に盛り込まれることを確保する。

l. 女兒が家事労働の日課業務に費やす時間を減らすため、輸送、水道、衛生や持続可能なエネルギー等の公共インフラ整備プロジェクトや質の高い公共サービスに資金拠出することにより、女兒が学校や課外活動に参加できる可能性を高めると同時に、家庭での仕事における家族間の責任共有を推進し女兒の家事負担を減らすため、ジェンダーに基づいた労働役割分担を強化する態度を改めるよう働きかける。

m. 女兒、特に貧困の中で暮らす女兒、農村地域や僻地や不利な状況で暮らす女兒の ICT へのアクセスが増えるよう推進と支援を行い、国家や地域間、男性と女性、男児と女兒、また女性及び女兒の様々な社会集団間の「デジタルディバイド」を克服するための国際的な支援を強化する。

n. とりわけ、「国連識字の 10 年のための国際行動計画」を効果的に実施するための取組を強化し、また、「万人のための教育」プロセスやその他の UNESCO の活動、並びに「ミレニアム開発目標」を含む、国際的に合意された開発目標の枠組みに含まれるその他の識字カイニシアチブにおける取組を大幅に盛り込むにより、女性と女兒の間の非識字を根絶し、識字率におけるジェンダー格差を撤廃して識字率の高い環境及び社会を創出する。

o. 開発途上国の要請に応じ、教育に平等にアクセスできるよう整備し、教育、訓練や調査及びあらゆる分野、特に基礎教育や識字教育プログラムにおける達成水準における女兒と男児の間のギャップを埋める上での進捗状況を監視する能力を強化するため、十分な資源を配分し、技術支援を提供する。

14.3. ジェンダーに関する固定観念

a. 固定観念を撤廃するためには、適切な法、政策、プログラム並びに女兒に対する差別及び暴力につながる固定観念に基づく態度や行動に対処する啓発キャンペーンの策定と実施を含め、生活のあらゆる面でジェンダーに対する固定観念を撤廃し、指導者や意思決定者を含め、あらゆるレベルにおいて女性及び女兒の肯定的なイメージを醸成するための戦略を策定することが必要となる、多大な社会変化が必要であるということを認識する。

b. 固定観念に基づく態度や行動に取り組むために、男性や男児並びに女性及び女兒や、両親、教師、宗教的、伝統的指導者、教育機関やメディア機関等の他の関係者を対象として協力し、政策、法、プログラムや公的資金の配分に責任を負

うあらゆるレベルの意思決定者に対し、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃と女兒のエンパワーメントの推進において指導的役割を果たすことを奨励する。

c. 学校や医療従事者、教師、法執行者、軍関係者、ソーシャルワーカー、裁判官、地域社会の指導者、メディア関係者他の職業訓練を含め、特に、あらゆるレベルにおいて適切なカリキュラムに女兒の権利を組み込むことにより、また、男性と男児に対し、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力に正々堂々と立ち向かい、加害者を守りその暴力を容認しないよう促すため、男性と女性、男児と女兒が、女兒の権利や、他人の権利を尊重する自らの責任についての教育を受けることを確約する。

d. 家庭内での女兒と男児の非差別的な扱いを推進し、これに関連して、女兒と男児が、食料、教育及び医療に平等にアクセスできる対策を採用し、家族、特に両親及びその他法定後見人を対象として、女兒の健康と福祉を擁護し推進するプログラムや政策を策定し、男児選好を無くすことも目的として、女兒の家族や社会に対する価値を認識させる。

e. 表現の自由と矛盾しない範囲内で、ジェンダーに関する固定観念、偏見や暴力の描写を含むメディアコンテンツが見直され、放送される番組の質が改善されるよう、各国政府と関係者全員との間の協力と対話を奨励する。

f. ジェンダーに配慮した社会化プロセス、対象を絞ったプログラムの推進や、男児と女兒がジェンダーに関する固定観念や女兒に対する否定的な態度に対峙する姿勢を育むよう指導されるための場所や環境の構築を含め、女兒に対する差別及び暴力の撤廃に対する幼少時からの男児の積極的な参加を奨励する。

14. 4. 健康

a. 持続可能な医療制度や社会サービスを策定し、こうした制度やシステムの差別のない利用を確保し、適切な食料や栄養、感染症の影響や、摂食障害や性や生殖に関する健康についての意識の向上を含む若年層の特別なニーズに特別な注意を払い、HIVの母子感染を防ぐための対策を含め、適切な産前産後のケアを確保し、女兒が実現可能な最高水準の医療を受ける権利を確保するために必要なあらゆる措置を取る。

b. 学校カリキュラムにおけるものを含め、女兒と男児の権利と責任の平等に重点を置いた、人間関係、性と生殖に関する健康、HIV/AIDSを含む性感染症、若年妊娠の予防に関する、包括的な、年齢に応じた情報、教育及び内密のカウンセリングに対する女兒及び男児によるアクセスを確保する。

c. 熟練した助産婦や救急産科治療等、安価で包括的な質の高い母子保健サービスへのアクセスの確保を含め、産科瘻孔の状況に効果的に対応するため、また持続的な解決策をもたらす産科瘻孔、産婦死亡率や関連罹患率をなくすため、多部

門的、学際的、包括的かつ総合的なアプローチを更に策定するため、国家的及び国際的な予防、看護及び治療戦略の策定、実施、支援を適宜行う。

d. 女性による人権と基本的自由の完全な享受の侵害及び障害である、特に女性性器切除等の有害な慣習または伝統に基づく慣行を禁止する国内法や政策の策定と実施を行い、このような、女性と女兒の健康に有害な慣行の加害者を訴追する。

14. 5. HIV/AIDS

a. 2010年までに包括的な予防、治療、看護及び支援の機会を広く提供するという目標に向けて大幅に拡大するための国際的な努力の一環として、包括的なHIV/AIDSの予防、治療、看護及び支援を提供することを目的とした全ての政策やプログラムにおいて、妊娠している女兒や若年層の母親を含め、HIV/AIDSの危険に晒されている、感染している、あるいは影響を受けている女兒に特別な注意と支援を与えるようにする。

b. 若年の女兒を含む若い女性が、HIV感染や性感染症や望まない妊娠から身を守る能力を向上させられるように、性と生殖に関する健康を含む性についての理解に役立つ適切な情報を提供する。

c. HIV/AIDSの蔓延や性、生殖、育児に関連する事柄における自らの役割と責任を認め、女性と男性、女兒と男児との間の平等を推進するため、男性と男児を教育する。

d. HIV/AIDSの女性化の根底にある原因に注意を向け、適切なカウンセリングや心理社会的なサポートを提供することを含め、HIV/AIDSに感染した女兒の支えとなる、社会的に参加可能な環境を整備するための適切な措置を取り、学校への入学やシェルター、栄養、医療や社会サービスの平等な利用を確保し、また、HIVまたはAIDSの罹患による烙印、差別、暴力、搾取や虐待を排除するための適切な措置を講じる。

e. 特に孤児や弱い立場にある子どもに留意して、HIV/AIDSの蔓延との関連を含め、世帯主である女兒の、特に、保護、財源を得る機会へのアクセス、妥当な費用でのHIV/AIDS治療を含む医療やサポートといったサービスへのアクセス、教育の継続の機会に対するニーズを特定して対応し、女性及び女兒が慢性的な病人の介護において負う不均衡な負担に対応するため、在宅介護に対する男性の責任を増大する。

f. 予防、治療、看護及び支援の機会を阻害する法、規制、貿易その他の障壁を克服するための国際的な努力を高め、適切な資源配分を行う。

g. 二国間及び民間部門のイニシアチブを含め、女兒が利用できる抗レトロウィルス薬、特に第二選択薬の価格を引き下げることが目的としたイニシアチブ、並びに、開発途上国に持続可能かつ予測可能な方法で安価な医薬品を更に提供する

ことを目的とするものを含め、社会の発展のための資源の動員に貢献する画期的な資金調達メカニズムに基づく国家集団による自主的なイニシアチブを推進し、これに関連して、国際医薬品購入ファシリティー（UNITAID）に注目する。

14.6. 児童労働

a. 適用可能なILOの女児や男児の雇用に関する要件が尊重され効率的に実施されることを確保し、また、雇用されている女児がディーセント・ワークに平等にアクセスでき、平等な賃金及び報酬を受け、職場における経済的搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、暴力及び虐待から保護され、自らの権利を自覚し、公的教育及びノンフォーマル教育、技能開発や職業訓練にアクセスできることを確保し、必要に応じて、商業的な性的搾取、奴隷的慣行、強制労働及び奴隷労働、人身取引や有害な形態の児童労働等、最悪の形態の児童労働を撤廃するための国の行動計画を含む、ジェンダーに配慮した措置を策定する。

b. 家政婦として雇用されている移民女児や、自分の家で過度の家事をこなしている女児を含め、女児の特別なニーズの性質、範囲に関し、政府や社会を意識啓発し、労働、経済的搾取や性的虐待を防止する措置を講じ、これらの女児による教育や職業訓練、医療サービス、食料、シェルターやレクリエーションへのアクセスを確保する。

14.7. 武力紛争

a. 難民や強制退去された女児に特別な注意を払い、HIV/AIDS等の性感染症や、強姦や性的虐待を含むジェンダーに基づく暴力、性的搾取、拷問、拉致や強制労働等から保護し、紛争終結後の状況により影響を受ける女児を保護するための特別措置を講じ、人道支援及び武装解除、動員解除、復興支援や再建プロセスにおいて、国際法や国連憲章に従わない一方的な措置や武力紛争により影響を受けた女児の特別なニーズに配慮する。外国による占領下にある女児についても、国際人道法の規定に則って保護されなくてはならない。

b. 武力紛争及び紛争終結後の状況において、女児に対する特別な注意を含め、平和維持軍、警察、人道的支援作業の従事者や関連ある文官の指令、運用指針や訓練プログラムにジェンダーの視点を盛り込む。

c. 武装集団や軍隊による子どもの徴兵の防止、その解放と復帰支援、女児の保護、支援に対する特定のニーズに対応する専用プログラム、サービスへの女児による効率的なアクセスの確保、また、地域社会や家族における将来的な烙印や差別を防止するための戦略策定の際など、あらゆる面において、女児の特定のニーズが満たされるよう適切な措置を講じ、これに関連して、過去の好事例や教訓に基づき、適切な運用政策及び枠組みを念入りに策定し実施する。

d. 武力紛争における子どもに対する暴行や虐待に取り組むためのあらゆる枠組みや行動計画において、女児への十分な注意を確保する。

14.8. 女児への人道的支援

a. 難民キャンプ、国内追放者のためのキャンプ等におけるものを含め、人道的支援を行う際や、持続的な解決策の模索過程および再建努力において、武力紛争や自然災害の影響を受けた女児の特定のニーズを確保するための措置を講じ、かかる支援については、国際法を完全に遵守し、国連の人道的支援に照らして国連総会決議 46/182 に従って提供することを確約する。

14.9. 暴力と差別

a. あらゆる形態の女児に対する暴力を糾弾し、あらゆる状況における、身体的、精神的、心理的また性的な暴力、拷問、児童の虐待及び搾取、人質行為、家庭内暴力（DV）、子どもやその臓器の人身取引や売買、小児性愛、児童買春、児童ポルノ、児童買春ツアーやギャング絡みの暴力及び伝統に基づく有害な慣行を含むあらゆるかかる暴力を防止し撤廃するための効果的な立法その他の措置を講じる。

b. 既存の法の見直しと改正、必要な場合には新しい法の制定、公私の生活のいずれにおいて生じるかにかかわらず、暴力行為の脅迫、強制や恣意的な自由の剥奪、特に、家庭内外どこで生じたものあろうと、身体的、性的、心理的暴力を含む、女児に対する暴力のあらゆる事例を予防し、訴追し、罰するための適切な政策を策定することを含め、法的枠組みを強化するためのあらゆる適切な措置を講じる。

c. あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力にさらされる女児に、医療、カウンセリングや法律サービス、ヘルプラインやシェルター等、身体的、心理的及び社会的な回復のための総合的なプログラムを含む、年齢に適した、またジェンダーに配慮したサービスを提供し、これらのサービスに適切な人材や物資といった資源や資金を確保する。

d. 女性及び女児に対する暴力を糾弾し、その撤廃に関わる義務を避けようとするいかなる慣習、伝統または宗教的な動機を呼び起こすことを避け、国民の監視を受け、暴力を醸成、正当化、容認する態度を根絶する。

e. 女児や男児、両親や家族、地域社会、政治、宗教的、伝統的指導者及び教育機関の関与により、女児に対するあらゆる形態の暴力や差別の撤廃に向けた唱道活動や権利に基づいた意識改善プログラムを強化し、国家と地域の両方のレベルで、行動、固定観念に基づく態度や有害な慣行を変えるための取組に対する適切な財政支援を行う。

f. 適宜、女児に対するあらゆる形態の暴力に反対するための地域社会に基づくネットワークを構築し支援し、暴力の早期発見を含め、医療従事者他、この問題について女児のために、また女児とともに仕事をする専門家を啓発し訓練するためのプログラムを策定し、女児による人権と平等の完全な享受を推進するための

包括的な措置やインセンティブを国家開発戦略に盛り込む。

- g. あらゆる形態の暴力の防止と撤廃において、男性や男児が積極的な役割を果たすことを奨励し支援し、暴力がいかにかに女児、男児、女性、男性に悪影響を及ぼし、ジェンダー平等を損なうかについての男性や男児の間での理解を深める。
- h. 女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、社会全体に対する重大な影響を及ぼし得る女児殺害や出生前性選別など有害で非倫理的な慣行につながる、男児選好の根本的原因を根絶する。
- i. メディアや ICT で配信されるものを含む児童ポルノ及び関連する形態の子どもの搾取を根絶するための法や政策の見直し、強化または導入を実施し、子どもを性的に搾取または虐待しようとする者の訴追を含め、児童ポルノを助長させる市場の存在と闘うための取組を強化する。
- j. メディアや ICT を通じて配信されるものを含めた児童ポルノの撤廃において、関連する虐待や搾取からの女児の保護において、また、児童ポルノの根絶のための効果的な人材育成のため、法執行官、検察官、裁判官及びソーシャルワーカーに対する適宜の訓練において、各国政府、市民社会、メディアや企業、その他関連部門を取り込んだパートナーシップを構築し強化する。
- k. 関連決議、また、適切である場合には、子どもの暴力に対する国連調査及び女性に対する暴力に関する事務総長調査に記載された関連提言の追及と実施において、あらゆるレベルにおける女児への明確な配慮がなされるよう確約する。
- l. 教師や医療従事者に対する、女児に対する暴力行為の発見に関わる教育や訓練を増やし、また、これらが、女児の健康を害する慣習や伝統に基づく慣行を含む、女児に対するあらゆる形態の暴力を撲滅するための措置も講じるよう確約する。
- m. 青少年拘置施設に収容されている女児をあらゆる形態の身体的、心理的及び性的な暴力や虐待から守る措置を講じ、女児の拘置や投獄は、最後の手段として、最短かつ妥当と思われる期間にのみ、行われるものとする。

14. 10. 人身取引（トラフィッキング）

- a. 貧困やジェンダーの不平等など人身取引に対する脆弱性を高める要因への対処を含め、人身取引と闘うことを目的としたあらゆる努力がジェンダーや子どもに配慮したものとなるよう、また、人身取引につながる女性及び女児のあらゆる形態の搾取を醸成する需要を根絶するため、適切な措置を講じ、搾取の状況にある女児が確認された場合には、速やかに被害から引き離して保護するため、あらゆる適切な措置を講じる。
- b. 人身取引を防ぐため、人間、特に女性及び女児の売買と戦うための地域的な

努力を含め、国際的な協力と協調を強化し改善するとともに、被害者を守り、支援し、回復させ社会復帰させ、共同責任、人権尊重、本国、通過国、出向国やその他の関係者の積極的な協力の原則に基づき、正当な法の手続に従い加害者を訴追し処罰する。

14.11. 危険度の高い状況にある女兒

a. 適切な財源の配分、危険度の高い状況にあり、サービスやプログラムへのアクセスが困難な女兒のニーズや優先事項に対応した、対象を絞った画期的なプログラム等を通じて、あらゆる形態の差別及び暴力に対して脆弱な女兒を積極的に支援する。

14.12. 移住

a. 移住、特に、不正な移住に関連して女兒が直面する、性的及び労働的搾取、密航及び人身取引等の危険に対する認識を高め、ジェンダーに配慮した移住政策や、法執行官、検察官及びサービス担当者を対象とした、虐待や暴力にさらされている移住女兒に対して適切かつ専門的な介入を行うことを可能とするための訓練プログラムを策定する。

b. 移民としての身分に関わらず、移住女兒の人権と基本的な自由を効果的に推進、擁護し、適用法に十分注意を払った上で、迅速かつ有効な手段で家族と再会できるよう促進する。

14.13. 女兒のエンパワーメント

a. 全ての女兒及び女性に基礎教育、生涯教育、識字教育や訓練及び医療保障を提供することにより、持続的な経済成長を含む、人間中心の持続可能な開発を推進し、女兒、特に世帯主となっている女兒が経済的自立を確保できるよう支援する。

b. 安全かつ支援的なスペースの開発と適切な資金の提供、あらゆるレベルにおける女性指導者と女兒との間のメンター制やネットワーク作り、仲間同士の教育プログラム、生活技能プログラム他のジェンダーに配慮した、若者に利用しやすいサービス等の推進等により、女兒のエンパワーメントを促進し、女兒、特に思春期の女兒に仲間と会って交流し、指導能力を伸ばすための機会の強化やネットワーク作りの機会を提供する。

c. 啓蒙活動に資金拠出を行い、女兒の権利の促進と擁護、また権利侵害に対する適切な対応についての認識や関与を高めるため、両親や法定後見人、家族、政治、宗教的、伝統的指導者や地域社会の指導者、また、教育者、ソーシャルワーカー、警察官、裁判官、弁護士、検察官及びメディア関係者など、女兒の保護とエンパワーメントに関係するあらゆる専門家に対し、暴力、ジェンダー問題、差別や人権に関する専門訓練等の教育や訓練を提供する。

14. 14. 女児の参加

- a. 能力の発達段階に応じ、女児が自らの権利を行使し自尊心を持ち、知識や技能を得よう女児をエンパワーするために必要なあらゆる措置を講じること等を通じて、女児の、自由な自己表現と女児に影響を及ぼす一切の事項に対し女児の視点を導入する権利を尊重し、推進し、市民社会を含め、あらゆる部門における参加を促すため、医療、社会、教育サービス、プログラムやイニシアチブに関する適切な情報を女児に提供する。
- b. 適宜、特別なニーズがある女児を含め、女児及びその代理組織を意思決定プロセスに関与させ、正式かつ積極的なパートナーとして、自分たちのニーズの確認やこうしたニーズを満たす政策やプログラムの策定、立案、実施と評価に関与させる。

14. 15. ジェンダー主流化

- a. 女児に対する特別な配慮を含め、ジェンダーの視点を全ての法、政策及びプログラムに組み入れ、特に、ジェンダー・バジェットやジェンダー影響評価を活用することにより、国家的な監視評価を強化し、教訓と好事例をまとめ、周知する。

14. 16. データ収集

- a. 脆弱な女児の特定の状況に対応した、性別、年齢、その他関連事項別のジェンダーに関連したデータや統計の体系的な収集、分析及び政策編成における利用のための信頼できる標準的な手法の適宜の策定を含め、特に情報が不足している分野における、女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃の進展についての国家的な調査、監視および評価を奨励し、強化し、教訓と好事例を周知する。
- b. 全てのデータを年齢、教育、配偶者の有無、地理的な位置、所得およびその他の関連事項により分類して、差別や暴力の高い危険があるグループを識別するため、国家及び地域レベルで、女児の状況やニーズについての定期的な調査を実施する。
- c. 脆弱な女児の特定の状況に対応する、年齢、性別、その他の関連事項により分類したデータを収集し、「ミレニアム開発目標」に含まれている、女児について国際的に合意された指標について体系的な報告を行い、統計委員会と協議の上、女児に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃に関する各国の進展をより体系的かつ効果的に測定するため、適宜、その他の指標の策定を支援する。

条約機関

15. 婦人の地位委員会は、「児童の権利に関する委員会」及び「女子差別撤廃委員会」並びにその他の人権条約に基づく機関に対し、政府報告において明確に女児の状況を取り上げるよう締約国に呼びかけることを奨励する。

公約の実施

16. 婦人の地位委員会は、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃に関する「北京行動綱領」に定める目的、戦略目標及び措置や、「北京宣言及び北京行動綱領」を実施する更なる措置及びイニシアチブ並びにその他関連する公約を実現するため、国際的なレベルを含め、あらゆる必要な資源、支援及び努力を動員、配分、及び実現することを、全ての国家及び国連システムを含む国際社会に対し求め、国際組織や非政府組織及び民間セクターに対し促す。

17. 婦人の地位委員会は、特に国家能力の強化による、開発途上国における「北京行動綱領」、「カイロ行動計画」及び「北京+5」成果文書の実施のための国際的なレベルでの適切な財源への取組を再確認する。

国連システムの支援

18. 婦人の地位委員会は、国連システムの全ての組織に対し、その組織の権限の範囲において、ジェンダーの視点を主流として取り入れ、国別プログラム、計画手段、セクターワイドプログラムにおいてジェンダー平等を追求し、また国家開発戦略に従い、この分野における具体的な国家レベルの目標、ターゲットを明確にするよう呼びかける。

19. 婦人の地位委員会は、必要に応じて、国連カントリーチームを介した場合を含め、女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力に対処するための国家レベルの支援活動や技術的能力を強化する取組を増やすため、国連システムの組織、特にその資金とプログラムを支援することを全ての国家に求め、多国籍機関、金融機関、開発援助機関に呼びかける。